

狛江市立小・中学校における臨時休業期間の延長について

(5月11日～5月31日)

狛江市では、東京都及び本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえるとともに、国による「緊急事態宣言」及び東京都による「緊急事態措置」の発出を受け、4月6日(月)から5月10日(日)までを臨時休業期間として設定し、児童・生徒の安全を第一に考える対応を継続してきました。

しかしながら、現時点においても全国及び東京都の感染状況は減少傾向に転じているか明確には示されていない状況にあります。また、国による緊急事態宣言の継続については、大型連休中に判断されるとの報道がなされているところです。

本市としましても、児童・生徒の安全を最優先とすることを目的として、下記のとおり5月31日(日)まで臨時休業期間の延長を行います。

記

1 臨時休業期間(延長)

令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで

2 分散した登校の実施

臨時休業期間の延長にあたり、子供の健康状態の把握、学習課題等の配布、今後の連絡等を行う必要があることから、以下の期間で、各学校で分散した登校を行います。

詳しくは、各学校から発信される一斉メール及び学校ホームページをご確認ください。

○5月12日(火)から5月15日(金)までの4日間

(※上記期間内で児童・生徒一人あたり1回の登校)

※例 学年等を限定した上で、時間帯を設定し分散して登校する。

※やむを得ず児童・生徒が登校できない場合も、欠席扱いとはならない。

(登校できない場合は、学校へ連絡を入れてください。)